

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療の被保険者証（保険証）が新しくなります

今までお使いいただいている後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に、加入者の皆様全員に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

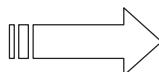
〈今までお使いの保険証〉

（有効期限）
平成23年7月31日まで

〈注意〉
8月1日以降は、使用できません

〈新しい保険証〉

（有効期限）
平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで（1年間）
※7月下旬に、ご自宅へ送付されます



●現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成22年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、平成22年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については交付されません。交付を受けたい方は、役場町民課で申請してくださるようお願いします。

後期高齢者医療の保険料決定通知が7月中旬ごろに届きます

平成22年中の所得に応じて確定した平成23年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知が、加入者の皆様に送付されます。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替又は納付書による徴収）による方がおりますので、ご確認ください。